

道徳に対する神経科学的アプローチのメタ倫理的および規範倫理的含意：パトリシア・S・チャーチランドの場合

大阪歯科大学
檜 則章

私が検討したいことは、パトリシア・S・チャーチランドの近著 *Braintrust* の規範倫理的およびメタ倫理的含意である。チャーチランドは本書においてそうした含意について明確に述べてはいないし、またそもそもそのつもりもないのだが、しかし、彼女が「人間や他の動物を社会的にしているものが何であり、他者を気遣うように私たちに仕向けているものが何であるかをより深く理解すれば、社会的な問題にどう対処すればよいかにより良く理解できるようになるだろう」と述べていることから、あえて本書の規範倫理的含意とメタ倫理的含意とを引き出して検討したい。

チャーチランドは「道徳の規則とその意識的・合理的な適用が道徳の定義的な特徴であるという常識的な見解」を批判し、同時にカント主義と功利主義を明確に否定しているので、おのずと徳倫理学に与しているように思われる。そのことは、チャーチランドが本書において、道徳的知識は実例を通じて得られるものであると述べたり、道徳的推理における「事例に基づく推理」(case-based reasoning) の役割を強調したりしていることから明らかである。さらに彼女が徳倫理学の立場に立っていることは、自分と同じ考えをすでに提示していると彼女が指摘している夫のポール・M・チャーチランドが、ニューラル・ネットワーク・モデルを用いて、道徳的知識、道徳的学習、道徳的知覚、道徳的議論等について自説を展開した上で、最終的に徳倫理学を擁護していることから言えることであると考えられる。

ところが、「社会的実践や制度は、それらが人間の幸福にどれくらい貢献し、あるいは貢献しないかという基準に照らして、その真の評価を下すことができる」と述べているところから推測されるように、チャーチランドは帰結主義的な考えも支持しているようである。しかしそうすると、チャーチランドは一方で徳倫理学、他方で帰結主義という両立しない規範倫理学説に与していることになる。

次にチャーチランドのメタ倫理的立場についてであるが、ここでとくに論じたいのは、チャーチランドが徳倫理学の立場に立っているとして、彼女が倫理的個別主義 (ethical particularism) に与しているか否かという問題である。「事例に基づく推理においては、現在の事例に類似した過去の典型例を想起して、類似した事例には類似した対応をすることが行われる」と述べられてはいるものの、道徳判断が単に事例に基づく推理につけるのではなく、制約充足であり、その意味で文脈依存的であることが強調されているところから、チャーチランドは個別主義の立場に立っているものと思われる。しかし、他方でチャーチランドは「人間の脳および一般に動物の脳は、生存と幸せを価値づけるように組織されており、生存と幸せが、価値があるものなのである」と考えているのだから (すなわち価値の一元論に立っているのだから)、この点を考慮するとチャーチランドが倫理的個別主義に与しているということは必ずしも言えなくなる。

しかし、チャーチランドによる道徳に対する神経科学的アプローチが成功しているか否かにかかわらず、道徳判断が制約充足だという考えにも、そして人々の生存や幸福が価値であるという考えにも、それなりのもっともらしさがあると私たちが認めるなら、チャーチランドが直面する規範倫理学上の問題とメタ倫理学上の問題は、私たち自身の問題でもある、ということになる。